

社会福祉事業従事者互助会への入会ご案内について

互助会について

■ 社会福祉法人金沢市社会福祉協議会が管理する互助会は、民間の社会福祉事業に従事する職員の働く環境の整備・充実を目的に、昭和30年12月1日に設立しました。令和5年3月31日現在、障害児・者施設、介護保険事業者、児童クラブ、保育所など、民間の社会福祉事業者188団体、職員2,308人が加入しています。

積み上げられた資産は、主に国債など安全確実な手段で運用しています。令和5年3月31日現在の資産総額は、28億円で、保有率は75%です。

(保有率：令和5年3月31日を基準日に保有する支払準備資産÷全会員が退会した場合に要する退職金×100)

平成3年と平成10年に制度改革を行い、現在の資産の運用状況は着実に改善しています。

■ 互助会は、加入職員の福利増進を目的に、次の事業を行います。

- ・退職手当金給付事業
- ・貸付事業

■ 互助会に加入することにより、職場環境の向上が図れるとともに、人材の確保と定着を促進することができます。

■ なお、福祉・医療機構の社会福祉施設職員退職共済に加入している職員も互助会に加入できます。

互助会の運営について

■ 理事会・代議員会

互助会は毎年度3月と5月に理事会と代議員会を開催し、課題を協議するとともに、加入団体や加入職員の意見を事業運営に反映させています。

理事会は加入団体から選出された15人の理事と2人の監事、代議員会は、各加入団体の代表及び加入職員（1団体につき2名）で構成されています。

互助会の事業

■ 退職手当金給付事業

加入職員が退職した時は、退職者本人に退職手当金が支給されます。

■ 貸付事業

加入職員は、下記の条件で互助会から資金を借入れることができます。

- ・借入限度額：借入申込時の退職手当金額の90%まで、かつ500万円を限度とします。なお、50万円までは退職手当金に関わらず借入れできます。
- ・貸付金利：年利1.8%
- ・連帯保証人：原則不要（一部例外あり）
- ・担保：不要 ただし、退職時に返済が終わっていない場合、未償還額を退職手当金と相殺します。
- ・償還方法：指定口座からの口座振替（手数料は不要です。）

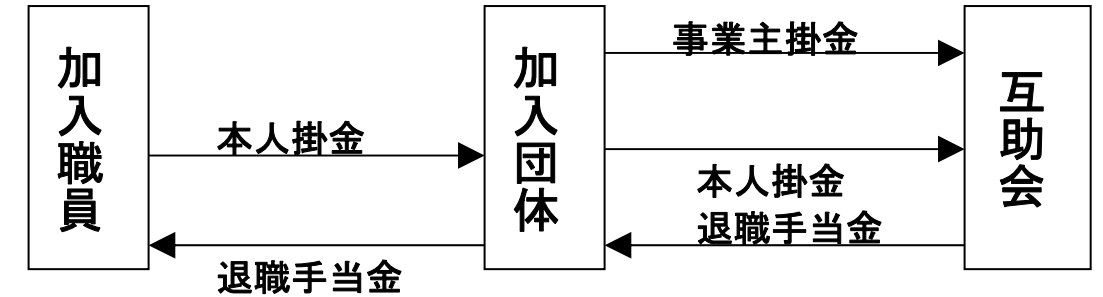
掛金について

■ 毎月掛金の納付

掛金を毎月、互助会に納付していただきます。

掛金額は、加入団体・加入職員ともに標準報酬月額3%です。

加入職員の掛金は加入団体に取りまとめ、加入団体の掛金と合わせて互助会に納付します。



(掛金の例)

単位：円

標準報酬月額	加入職員掛金 (本人掛金)	加入団体掛金 (事業主掛金)	該当する報酬月額
150,000	4,500	4,500	147,500 ~ 152,500
200,000	6,000	6,000	197,500 ~ 202,500
300,000	9,000	9,000	297,500 以上

(退職手当金の例)

標準報酬月額150,000円の職員が退職した場合(加入期間中に昇給がないと仮定)
退職手当金は

- ・5年(60ヶ月)加入の場合 525,000円 (掛金累計額 540,000円)
- ・10年(120ヶ月)加入の場合 1,087,000円 (掛金累計額 1,080,000円)
- ・20年(240ヶ月)加入の場合 2,212,500円 (掛金累計額 2,160,000円)

※全加入期間の平均報酬月額や加入期間により、退職手当金の金額が変わります。

詳しくは互助会事務局までお問い合わせ下さい。

連絡・問合せ先

社会福祉法人金沢市社会福祉協議会
社会福祉事業従事者互助会事務局

(担当：宮下・川守)

〒920-0864 金沢市高岡町7-25

Tel 231-3571 Fax 231-3560